

配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会

中間的総括

令和6年10月15日
農林水産省畜産局

<目次>

I 検討の経緯及び目的等

1. 配合飼料価格安定制度の概要等
2. 今般の高騰局面での問題点
3. 検討会の目的

II 検討会における検討経過等

1. 第1回から第6回検討会の開催日程及び主な内容
2. 論点整理と分類
論点①～③、⑨：「継続的に検討」
論点④～⑧：「集中的に方向性を検討」
論点⑩～⑪：検討会における議論の対象からは外す
3. 論点整理を踏まえた事務局案の提示
 - (1) 異常補填について（論点④・⑤）
 - (2) 通常補填について（論点④・⑤・⑥・⑦）
 - (3) 通常補填の補填単価の判明の早期化について（論点⑧）
4. 事務局案に関する各民間基金の考え

III 当面の制度のあり方

1. 総論
 - (1) 今般の検討の範囲について
 - (2) 論点④～⑧を検討するに当たっての留意点
2. 各論
 - (1) 論点④についての各論
 - (2) 論点⑤についての各論
 - (3) 論点⑥についての各論
 - (4) 論点⑦についての各論
 - (5) 論点⑧についての各論
3. まとめ
 - (1) 今般の課題に対する当面の対応について
 - (2) 継続的に検討する論点（論点①～③、⑨）について

(参考1) 検討会における主な意見

(参考2) 事務局案に関する生産者団体からのコメント（事務局とりまとめ）

(参考3) 「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会」の設置について

はじめに

この中間的総括は、配合飼料価格安定制度について、令和7年度から新たな業務計画期間の開始が迫る中、喫緊の課題を解決しなければ、同制度の持続性に支障を来し、生産者が新たな契約に臨めなくなるという状況を踏まえ、当面の対応を定めるものである。

また、この中間的総括は、各民間基金の間で借入れの是非及び上限補填単価の設定に対する考えが必ずしも一致しない中で、

① 現状では、この中間的総括に定める対応以外の対応をとることは困難であること

② 生産者が新たな契約に臨むに当たり、十分な周知期間を設けるためには、対応の方向性を一早く確定させ、制度運用の詳細を定めるための所要の調整に着手する必要があること

を踏まえ、国費を所管する農林水産省畜産局の立場として、同局の責任において行うものであり、当面の間、この中間的総括に定める対応を行いつつ、その実効性を検証していくこととする。

なお、この中間的総括は、この検討会の最終的な結論ではなく、必要があれば、更なる検討を行うことを妨げるものではない。

I 検討の経緯及び目的等

1. 配合飼料価格安定制度の概要等

(1) 配合飼料価格安定制度の概要

配合飼料価格安定制度（以下「制度」という。）は、配合飼料価格の急激な上昇が畜産経営に及ぼす影響の緩和を目的とし、民間及び国の負担によりあらかじめ造成した基金から生産者に補填金を交付するものであり、通常補填及び異常補填で構成されている。

通常補填は、生産者と飼料メーカーが、一定のルールに基づき、定期的に民間基金（全国配合飼料供給安定基金（以下「全農基金」という。）、全国畜産配合飼料価格安定基金（以下「畜産基金」という。）又は全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「全日基」という。）をいう。）に積立金を納入し、当該四半期の輸入原料価格が直前1か年（直前4四半期）の平均（基準輸入原料価格）を上回った場合に、その差額を補填するものとなっている。

異常補填は、国と飼料メーカーが異常補填基金に1：1で基金を造成し、当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年（直前4四半期）の平均（基準輸入原料価格）と比べて、115%を超えた場合に、その超えた分の差額を補填するものとなっている。

(2) 配合飼料価格安定制度の制度的性質

制度は、民間の自主的取組として、昭和43年に全農基金及び全国乳牛配合飼料価格安定基金（畜産基金の前身）の設立により始まり、各飼料メーカーによる顧客確保の一環として、昭和48年には全日基が設立されたところである。これらの民間基金が現行制度における通常補填基金となっている。

その後、不安定な需給情勢が継続することが見込まれていた当時の社会情勢の中で、昭和50年に、国の補助事業として異常補填が開始された。

これは、民間の自主的な取組として開始された制度が、生産者に経営におけるリスク管理の必要性を認識してもらい平時からの備えを促すことにより、生産者の経営感覚の醸成に資するものであり、

持続的な畜産経営を確立するという国の政策目的に合致すると評価され、民間の自助的な取組のみでは限界がある異常事態においては、民間基金を通じて国費を投入することが妥当であると判断されたことによるものである。

このため、通常補填の制度設計については、民間が自主的に決定するものである一方、異常補填については、国の補助事業として、国費を投入するに足る状況・要件に合致すると判断する場合に、国費を投入するものとして、補填に係る要件等については国が決定するものとした上で、国の事業に参加するかどうかは各民間基金が独自に決定しうるものとなっている。

なお、令和5年度に実施した「緊急補填」（新たな特例）についても、国の補助事業として、国が補助する状況・要件を設定した上で、これらに合致する場合に補助を実施するという性質のものであり、この点では、異常補填とその制度的性質は変わるものではない。

（３）配合飼料価格安定制度の政策的役割

制度は、配合飼料価格が急激に高騰した場合に、畜産物の販売価格への反映や飼養方法の変更・工夫を直ちに行うことは困難であることを踏まえ、生産コストの上昇による経営への影響の激変緩和（当面の運転資金の確保）を目的として機能している。

特に、標準的販売価格が標準的生産費を下回った際に補填する、いわゆるマルキンをはじめとする経営安定対策が充実してきた中で、制度は、短期的なキャッシュフローの改善に資する激変緩和措置という位置付けがより強まり、配合飼料価格が高い状況が続くような、いわゆる「高止まり」に対しては、各種経営安定対策により対応していくものと整理されている。

２．今般の高騰局面での問題点

令和3年からの輸入原料価格の高騰に伴う配合飼料価格の急激な上昇が長期間にわたり、補填金の発動が連続したため、通常補填及び異常補填の双方について、各民間基金は借入れをして対応せざるを得ない状況に陥った。

通常補填については、補填財源の保有目安は、各民間基金ともに積立金1年分としており、令和3年度からの業務計画期間の開始時には、各民間基金の合計で814億円という、目安からすると十分な積立金を保有していたにもかかわらず、連続した補填の発動により枯渇し、借入を要することとなった。

また、異常補填については、補填が発動されるためには、民間基金は、国が異常補填基金に拠出した額と同額を拠出する必要があるものの、補填が多額かつ連続したものとなったため、各飼料メーカーが直ちに財源を拠出することは困難となり、借入に頼らざるを得なくなった。

上記の事情を踏まえると、現行制度には、

- ① 通常補填については、保有できる積立金の水準が十分ではない
- ② 異常補填については、国が異常補填基金への拠出額を決め、民間基金はこれに追従する（又は異常補填を実施しない）しか選択肢がない

という問題点がある。

各民間基金が借入を行って補填金の交付を行うことは、将来の担い手となる生産者に対して飼料価格や積立金という形で返済の負担を求めることとなること、民間基金による金融機関等からの借入に限界があること等を踏まえれば、現行制度をこのまま維持する場合、その持続性に問題が生じかねない。

特に、これらの問題については、配合飼料価格の急激な上昇がいつ生じるか予見できないことを踏まえれば、生産者が、望まない負担を避けつつ、安定的に補填金の交付を受けられるようにするため、早急に解決する必要がある。

3. 検討会の目的

現行制度の問題点を早急に解決し、制度の持続性を確保するため、令和6年2月、農林水産省畜産局飼料課を事務局として、民間基金及びその関係団体等から構成される「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、制度の沿革や現状、これまで講じてきた措置を検証するとともに、制度が本来の機能を果たしつ

つ、より持続可能性の高いものとなるよう、制度のあり方について検討を行うこととしたところである。

また、検討会においては、令和7年度から新たな業務計画期間が開始されることを踏まえ、生産者等への運用改善の内容等の周知や要綱・業務方法書の策定に要する期間を考慮し、令和6年秋を目途として、一定の結論を出す方針で検討を進めることとしたところである。

Ⅱ 検討会における検討経過等

1. 第1回から第6回検討会の開催日程及び主な内容

第1回：令和6年2月20日（火）

- ・ 配合飼料価格安定制度の概要と今般の飼料価格高騰への対応について

（検討内容）

第2回検討会の進め方について意見交換を行い、畜産生産者団体に出席を求めて配合飼料価格安定制度に関する意見聴取及び意見交換を行うこととされた。

第2回：令和6年3月11日（月）

- ・ 配合飼料価格安定制度に関する生産者団体からの意見

（検討内容）

畜産生産者団体から主に以下の意見を聴取した。

- ・ 畜産経営上、制度は必要なものであり継続してほしい。
- ・ 廃業する生産者の分まで、継続する者が借入金を返済していくことになるため、今後の経営に大きな負担。

また、生産者団体と各民間基金との意見交換が行われ、本問題である借入れについて、各民間基金より以下のとおり、異なる見解が示された。

- ・ 平時にできるだけ積立金を積んで備えた上で、不足する場合には借入れを行い、満額補填する（全農基金）
- ・ 必要に応じて借入れを判断していく（畜産基金）
- ・ 借入れはせず、財源の範囲内で補填を行う（全日基）

第3回：令和6年3月27日（水）

- ・ 配合飼料価格安定制度に関する民間基金及びその関係団体からの意見

（検討内容）

第2回までに表明された意見等を基に、事務局が論点を整理して提示した。

また、各民間基金から、上記の論点に係るスタンスを聴取した。
特に、今後の検討の進め方について、優先して結論づけるものと、

長期課題として継続して検討すべきものを分けるべきとの意見があった。

第4回：令和6年4月26日（金）

- ・ 集中的に方向性を検討する論点の整理及び意見交換
(検討内容)

優先的に議論すべき論点等が確認された。

また、第5回に向けて、事務局から本問題に対する解決案及び通常補填単価の判明の早期化に向けた考えを示すこととされた。

第5回：令和6年6月26日（水）

- ・ 事務局案の説明及び意見交換
(検討内容)

事務局から本問題に対する解決案を提示・説明するとともに、第6回に向けて事務局案に対する意見を各民間基金で検討することとされた。

第6回：令和6年8月20日（火）

- ・ 「集中的に方向性を検討する論点」に関する意見
- ・ 「事務局案」に関する意見
- ・ 当面の制度のあり方

(検討内容)

集中的に方向性を検討する論点に関する意見及び事務局案に関する意見を各民間基金から聴取した。

また、これらの意見等を踏まえ、第7回において中間的総括を行うこととされた。

2. 論点整理と分類

第3回において整理した論点は、以下のとおりとなる。

論点① 通常基金と異常基金の構造

論点② 異常基金の発動基準緩和・国費負担の増加

論点③ 積立金の負担

論点④ 財源の範囲で払い切り

論点⑤ 上限補填単価の設定

- 論点⑥ 最小補填単価の引き上げ
- 論点⑦ 通常基金財源の保有水準
- 論点⑧ 補填単価の判明の早期化
- 論点⑨ 通常補填 3 基金団体の統合
- 論点⑩ 事務システムの共通化
- 論点⑪ その他（事務処理の合理化等）

また、第 4 回において確認された集中的に方向性を検討すべき論点等の分類は以下のとおりとなる。

論点①～③、⑨：「継続的に検討」

論点④～⑧：「集中的に方向性を検討」

論点⑩・⑪：検討会における議論の対象からは外す

3. 論点整理を踏まえた事務局案の提示

第 5 回において示した事務局案は以下のとおりである。

(1) 異常補填について（論点④・⑤）

現行の算式により算出される補填の限度額の範囲内で、各民間基金が異常補填の単価を決定し、負担割合 1：1 で、民間が支出する補填額と同額を国が支出することとする。

これにより、財源の借入れの要否について各民間基金が個別に判断し、決定できるようにする。

(2) 通常補填について（論点④・⑤・⑥・⑦）

現行においても、各民間基金の裁量で上限補填単価を決定することは可能であり、また、借入れをするかどうか各民間基金の裁量によるため、各民間基金で検討することとする。

また、最小補填単価についても、各民間基金の裁量で決定することは可能であり、各民間基金で検討することとする。

さらに、通常補填の財源の水準について、現行、財源の保有水準は積立金の 1 年分を目安としているものを、過度な水準にならない範囲内で積み立てることとする（具体的な積立水準については、次期業務計画期間における補填の発動状況を踏まえて調整。）。

(3) 通常補填の補填単価の判明の早期化について（論点⑧）

以下を満たし、かつ現行よりも早期に活用可能な指標について、本年秋までに各民間基金において検討することとする。

- ① 補填単価算定に用いるデータの公正性・客観性・透明性が確保されること
- ② 原料穀物の流通・使用の実態に即していること
- ③ 3基金共通の考え方により算出された限度額の範囲内で各民間基金が決定すること

4. 事務局案に関する各民間基金の考え

検討会等の場において、各民間基金から表明された事務局案に対する考えは以下のとおりとなる（各民間基金による記載のまま）。

(i) 全農基金：

賛成。財源が枯渇しづらくなるようにすることを前提として、それでもなお財源が枯渇する場合には借入れを行い、満額補填を目指す考え。

(ii) 畜産基金：

各基金が異なる補填単価にて運用することが改善の前提ではないことが明確となるよう、補足の説明資料等を用いて、誤解の生じない「事務局案」とすべき。

その上で、財源の枯渇を回避できるように取組み、それでもなお財源が枯渇した場合に借入れを行うかどうかは、引き続き検討していきたい。

(iii) 全日基：

反対。

- ① 多額の補填による財源の枯渇と借入れを極力回避するために、基金共通の新たな対応策を構築するのが検討会の役割。現行制度でも可能な補填単価や借入れの個別対応を見直しの軸に据えても問題の解決にはつながらず、むしろ個々の対応に伴う誤解が生じかねず、不適切である。

- ② 異常補填にかかる特例対策の要請に対して回答が示されないばかりか、借入れが出来ない場合の財源措置にかかる対応策も示されていない。
- ③ 通常補填と異常補填の一本化、国庫負担のあり方等にかかる基本事項との関連が示されないままに、部分的な事柄だけを先行して決めても、見直しの全体像が示し切れないばかりか、基本事項との間で齟齬を来すおそれがある。
- ④ 補填単価の判明の早期化にかかる具体的な算定方法を民間が策定するのではなく国自らが提案するべきと要請しているが、国はこれに応じず、応じない理由とその妥当性も何ら示されていない。

以上から、国による現時点での事務局案については、制度見直しにかかる中間報告案として直面する問題への解決策になり得ないと考え、これに反対するものです。

Ⅲ 当面の制度のあり方

1. 総論

(1) 今般の検討の範囲について

今般の高騰局面における対応を検証した結果、現行制度には、

- ① 通常補填については、保有できる積立金の水準が十分ではない
- ② 異常補填については、国が異常補填基金への拠出額を決め、民間基金はこれに追従する（又は異常補填を実施しない）しか選択肢がない

という問題点があり、それらの解決策を早急に検討する必要がある。

このため、第3回で整理された論点（上記Ⅱ2）のうち、

論点④ 財源の範囲で払い切り

論点⑤ 上限補填単価の設定

は、各民間基金が借入れをせずとも事業に参加できる選択肢を提供するものであり、また、

論点⑥ 最小補填単価の引き上げ

論点⑦ 通常基金財源の保有水準

は、通常補填の積立金の保有水準を高めるものであることから、これらの論点については、早急に一定の結論を得ることとした。

一方で、

論点① 通常基金と異常基金の構造

論点② 異常基金の発動基準緩和・国費負担の増加

論点③ 積立金の負担

論点⑨ 通常補填3基金団体の統合

の各論点は、今般の問題点とは直接関係はしないものの、各民間基金の財源負担のあり方に関わる論点であり、借入れに至らないようにするという観点からは、重要な論点となる。

しかしながら、これらの論点については、制度のあり方や政策的役割を根本から見直す議論を要するものであり（後述3（2）参照）、慎重な対応が必要となる。

このため、今般の中間的総括においては、これらの論点については継続的に検討する扱いとする。

一方で、

論点⑩ 事務システムの共通化

論点⑪ その他（事務処理の合理化等）

の各論点については、今般の問題点に関係がなく、また、各民間基金間で事務的に議論できるものであるため、検討会の議論の対象外とする。

なお、

論点⑧ 補填単価の判明の早期化

については、各民間基金の借入れ又は負担のあり方とは関連しないものの、生産者及び各民間基金の双方からの要望を受け、今般の検討会で一定の結論を得ることとする。

（２）論点④～⑧を検討するに当たっての留意点

論点④～⑧について制度の今後のあり方を検討する際には、

- ① 通常補填については、国費投入のない民間の取組であって、それぞれの民間基金で要件等を決めるものである一方、国費投入を伴う異常補填については、国の補助事業として、国が要件等の設定を主導するものであること
- ② 異常補填について、事務局案に示すように、国の補助事業として定められた一定のルール の範囲内で補填水準等を各民間基金が独自に決定しうるとすることは、財源が不足した場合には、借入れをする（又は事業へ参加しない）しか選択肢がない各民間基金が、各民間基金の状況に応じて事業を活用することを可能とするものであること
- ③ 制度は、あくまでも、配合飼料価格の急激な上昇による経営への短期的影響を緩和する、いわば保険的な制度であり、仮に、民間基金において財源が不足する場合等において、各民間基金の積立金の額やそれに伴う補填水準が異なったとしても、配合飼料価格そのものが、購入先等によって異なる中、自由に購入先等を選

択できることと同様に、生産者自らの判断に委ねればよいものと解されること

- ④ その上で、生産者への影響は最小限に留めることが望ましく、各民間基金の対応方向については、可能な限り足並みを合わせるべきであることに留意する。

2. 各論

(1) 論点④ 財源の範囲で払い切り

異常補填について、民間と国が1対1の割合で財源を負担する仕組みと、各民間基金が同一水準で補填することを基本とすることは維持しつつ、各民間基金が、財源が不足しているといった場合においては、その置かれた状況を踏まえて補填単価や借入れを個別に判断できることとし、国は各民間基金が決定する補填単価に応じて同額を補助する運用に改善するものとする。

(2) 論点⑤ 上限補填単価の設定

上限補填単価をあらかじめ設定するかどうかについては、各民間基金で意見が異なる状況にある。

配合飼料価格の急激な上昇が畜産経営に及ぼす影響の緩和という制度の目的に鑑みれば、上限補填単価をあらかじめ設ける場合、十分に影響の緩和がなされず、その目的が達成されないおそれがあるため、国としては上限補填単価の設定を求めるものではない。

一方で、各民間基金が借入れをしてまで、常に満額補填をすることを求めることは現実的ではないため、上限補填単価をあらかじめ設定するかどうかについては、各民間基金の個別の判断に委ねることとする。

(3) 論点⑥ 最小補填単価の引き上げ

各民間基金の意見が同じ方向であり、通常補填の財源確保及び新たな借入れの抑制に寄与することから、生産者に悪影響を及ぼさな

い範囲で、各民間基金とも水準を引き上げる方向で検討し、今後、具体的な水準を調整していくものとする。

(4) 論点⑦ 通常基金財源の保有水準

令和3年度からの業務計画期間の開始時に814億円の積立金を保有していたにもかかわらず、令和6年2月時点で、総額428億円の借入れをしたことを踏まえ、現状、過剰な水準にならない範囲内で各民間基金が積み立てられるよう保有水準の見直しに向けて、今後、所要の調整を図るものとする。

(5) 論点⑧ 補填単価の判明の早期化

現在の補填単価の算定に当たっては、通常補填及び異常補填ともに、補填対象となる四半期に生産者が実際に購入した飼料価格に対する補填となるように、

- ① 輸入原料価格については、実際に通関してから飼料製造工場における製造プロセスを経て生産者が購入するに至るまでには、1か月程度かかるという実態があるため、1か月前倒した貿易統計の値を使用し、
- ② また、輸入原料価格に対するウェイトを算定するための原料使用量については、実際の使用量に基づく必要があり、飼料月報の当該月の値を用いる

こととしており、その結果、補填単価は当該四半期の最終月の翌月中旬頃に判明することとなっている。

補填単価の判明の早期化を図る場合、

- ① 輸入原料価格を把握できる、貿易統計以外の公正性・客観性・透明性のある数値を用いるか、又は、実際に通関してから生産者が購入するに至るまでの期間が1か月以上かかっているという新たな事実があること
- ② 実際の原料使用量が、当該月以前に把握できる新たな事実があること

が必要となるものの、少なくとも事務局においては、現状、貿易統計に代替する数値や、新たな事実があると認識していない。

公正性・客観性・透明性を欠く数値を用いる場合、これらの数値を用いて算定された補填単価は、生産者の実際の負担に比べて過大又は過小となるおそれがあり、制度の正当性に疑義が生じることとなる。

また、新たな事実がなく、単に算定を前倒すことのみを優先し、算定方法が飼料の流通・使用の実態と乖離したものとなる場合、飼料価格の急上昇が起きているにも関わらず、補填水準が据え置かれるおそれがある。この結果、生産者の経営に深刻な影響を与えることとなれば、制度の趣旨に反する運用となる。

上記の問題点は、特に国費が投じられる異常補填についても併せて早期化を検討するのであれば、慎重に考える必要がある。

一方で、早期化の可能性は否定されるものではなく、各民間基金において把握している新たな事実等があれば、それらに基づき、今後、検討を進めることとする。

3. まとめ

(1) 今般の課題に対する当面の対応について

今般の課題に対する対応としては、上記2（1）から（3）までのとおり、

- ・ 通常補填については、保有水準の見直しにより、財源確保及び新たな借入れの抑制につなげるほか、生産者に悪影響を及ぼさない範囲での最小補填単価の引上げを実施する
- ・ 異常補填については、同一単価にて補填金を交付することを基本としつつ、財源が不足するといった場合には、補填単価及び借入れの是非を各民間基金の置かれた状況に応じて判断し、対応を決定できるようにすることとする。

これにより、各民間基金について、財源を枯渇しづらくするとともに、財源が不足するといった場合であっても、各民間基金の状況に応じて借入れをせずとも制度に参加できるようにし、生産者が、望まない負担を避けつつ、安定的に補填金の交付を受けられるようになることが期待される。

具体的な内容は、各民間基金及びその関係団体や関係部局と調整し、補助金交付等要綱及び（公社）配合飼料供給安定機構の規定等を改定するものとする。

また、当面の対応について、一部の民間基金からは、上記Ⅱ 4のとおり、反対の意見が表明されたものの、

- ① 各民間基金の借入れの是非及び上限補填単価の設定に対する考えが異なる中で、早急に制度の持続性を確保するためには上記対応以外の対応は現実的に困難である中（後述（２）参照）、上記 1（２）①及び②に記載した留意点を踏まえ、一定の国の主導の下、当面の対応として決定するものであり、
- ② また、現在でも畜種ごと、メーカーごとに飼料価格は一律一様ではない中、上記 1（２）③に記載した留意点を踏まえれば、民間基金の財源が枯渇するといった場合においてまで、積立金単価や補填単価が必ずしも一律である必要はないと考えられることから、当面の制度のあり方として妥当であると考えられる。

さらに、生産者団体からの「生産者は他の経営が補填金をいくらもらっているか知らないので補填単価が異なっても混乱しないだろうが、制度が変わるのであれば、基金から生産者にしっかりと説明してもらいたい。」との意見を踏まえれば、国による説明は勿論のこと、各民間基金による現場への丁寧な説明を尽くすことにより、現場の混乱は回避可能と考えられる。

以上のことから、今般の課題に対しては、当面の間、上記の対応を行いながらその実効性を検証することとし、必要に応じて更なる検討を行うこととする。

(2) 継続的に検討する論点（論点①～③、⑨）について

これらの論点については、下記の点を踏まえ、その実現可能性も含めて、本検討会において継続的に検討を進める扱いとする。

(i) 論点①（通常基金と異常基金の構造）、論点②（異常基金の発動基準緩和・国費負担の増加）、論点③（積立金の負担）について

本制度の機能を具体的にみると、本制度は、飼料価格が高騰した際、生産者に対して補填金を交付することにより、その実負担価格を減少させる。このことによって、生産者は飼料価格の高騰局面においても継続して飼料を購入できるようになる。

一方で、このことを飼料メーカー側から見ると、飼料メーカーは、本制度により生産者に補填金が交付されることにより、原料価格の高騰に応じた飼料価格でも販売を継続できることとなる。

すなわち、本制度は、飼料価格が高騰する局面において、平時に生産者及び飼料メーカーが共同して積み立てた財源から、生産者に対して補填金を交付することにより、

- ① 生産者は高騰する価格にて飼料を購入しても経営を継続することができ、
- ② 飼料メーカーは原料価格高騰に応じた価格転嫁をすることができる

というように、生産者及び飼料メーカーの双方がメリットを享受し、ともに経営を継続できる共助の仕組みとなっており、実際に、本制度には民間の自主的取組として始まった経緯がある。

民間の自主的取組として始まった後、異常補填が開始され、現行制度の形となって以降、約50年の長きにわたって、民間の共助で対応する通常補填部分と、国費を投じて支える異常補填部分の2階建て構造を採用しているが、これは、国費の投入は共助では対応しきれないような異常な価格高騰時に限定して行うことが、財政的にも他産業とのバランスからも適切と判断してきたことによる。

論点①～③については、このような現行制度の仕組みについて、
(a) いたずらに国費負担を増大させることの妥当性
(b) 生産者及び飼料メーカーの双方がメリットを受ける一方で、飼料メーカーのみ積立てを免除することの妥当性
といった事項に係る検証を踏まえた上で、その構造や負担のあり方等を根本から見直すことになるだけでなく、別途措置されている畜種別の経営安定対策にも影響しかねないことから、まずは制度の範囲内の運用改善を図った上で、慎重に議論する必要がある。

また、これらの論点の具体的な検討時期については、

- ① 今般の課題に対する当面の対応の実施状況を踏まえる必要があること
 - ② 令和3年以降の飼料価格高騰への対応のために実施した借入の返済が完了するまでは、債権保全の観点から抜本的な見直しを行うことは適切ではないこと
- に留意しつつ、事務局にて適切な時期を見極めることとする。

(ii) 論点⑨（通常補填3基金団体の統合）について

3民間基金の統合については、3民間基金すべてが合意しなければ成立しないものである一方で、補填に対する各民間基金の考えが異なる現状においては、直ちに結論を得ることは困難であると言わざるを得ない。

(参考1) 検討会における主な意見

これまでの検討会における、各民間基金団体からの制度に関する意見は以下のとおり。

主な論点	全農基金	畜産基金	全日基
①通常基金と異常基金の構造	・通常・異常補填の2階建ての骨格は効果的で優れたもので重要と考えるため維持が必要	・通常基金と異常基金の一本化 ・さらに、畜種別の交付基準を設定	・通常基金と異常基金の一本化 ①二階建てから平屋の間仕切り方式へ ②異常基金を廃止し、安定機構を通じて新基金に国費補助
②異常基金の発動基準緩和・国費負担の増加	・異常補填をはじめとして、状況に合わせ国費による特例対応等の発動を希望	・通常基金における民間借入れの負担軽減を含め、異常補填金の発動基準を引下げ ・さらに、異常基金は国費負担による交付財源のみ	・急激な価格上昇に対応した補填上限の特例を新設 ①特例として補填上限を引き上げる（基準輸入原料価格の3割まで） ②特例補填金は国庫から拠出 （注）異常補填は廃止するため、新たな補填における国庫負担による特例措置を記載
③積立金の負担	・通常基金財源の保有水準を引き上げて、財源が枯渇しづらい運用にした上で、それでもなお財源が枯渇する場合には借入れを行い、算定どおりの補填金の交付を目指す	・通常補填積立金は、加入生産者のみの積立金とする ・異常補填積立金は、国費のみの積立金とする ・異常補填積立金（民間分）は異常補填交付時に通常補填財源から充当できるようにする。	・補填金及び積立金にかかる民間負担の軽減 ①民間の補填負担の軽減 （現状）民間8：国2 ⇨ 民間6：国4 ②民間の積立単価（必要額ベース）の引き下げ（現状の7割水準） ・最終的には、国と受益者（生産者）による補填制度とすべき

④財源の範囲で 払い切り（借入 れによる財源確 保）	・ 設定しない	・ 通常基金財源の保有水準を引き上げて、最小 補填単価の引上げや分割補填等を組み合わ せ、財源が枯渇しづらい運用に改善した上で、 それでもなお財源が枯渇する場合には借入れ を行うか継続検討	・ ①補填発動水準にかかる上限の設定、② 通常基金財源にかかる適正な保有水準の 確保、③分割補填の導入による財源保持の ための運用改善等を総合的に実施するこ とにより、財源の枯渇による借入れや補填 の払いきを極力回避する。
⑤上限補填単価 の設定	・ 設定せず、満額補填を行う	・ 設定するか継続検討	・ 制度の継続性を確保するため一定の上 限設定は必要である。具体的な水準はこれ までの補填実績、将来の積立負担、財源水 準等を勘案し設定する。 （参考）補填限度額の上限を基準輸入原料 価格の2割～3割程度上回る水準に設定
⑥最小補填単価 の引上げ	・ 飼料価格や振込手数料の上昇を考 慮して引き上げは可能（水準は今後 検討）	・ 明確な保有水準をもって引き上げたい（水準 は今後検討）	・ 配合飼料価格、補填単価の動向等を勘案 し、現状250円/トンからの500円/トンに引き あげる。
⑦通常基金財源 の保有水準	・ 引き上げたい（水準は今後調整）	・ 引き上げたい（水準は今後調整）	・ 補填財源の急激な減少ないし枯渇を回 避するため、財源保有水準を引き上げる必 要がある。具体的な水準については補填所 要額、積立単価等を勘案の上、3基金等 において調整する。
⑧補填単価の判 明の早期化	・ 早期化が望ましいが、飼料価格の上 昇と補填のタイミングにずれが生じ る懸念がある場合は総合的に検討し たい。	・ 生産者の補填に支障がないのであれば早期 化したい	・ 補填単価の判明及び補填金交付を早期 化する必要がある。このため、国において 具体的な算定方法等を検討されたい。

⑨通常補填 3 基金団体の統合	・積立や補填の考え方に違いがあると統合は困難	・基金間格差是正や管理費の削減のため、安定機構を軸に統合	・基金事務の効率化及びコスト低減のため統合が必要
⑩事務システムの共通化	・現行システムは全国の J A で使われており、操作の変更や契約の方法、様式の変更への対応は困難	・畜産基金のシステム化は、膨大な費用が生じるため、現在の運営においては不可	・基金業務効率化は喫緊の課題、 3 基金統合は必要
⑪その他	・通常基金の運用と異常基金の積立について各民間基金がそれぞれ計画的に判断できるように見直し ・時代に合わせた契約や事務処理の合理化を検討 押印廃止 書類の電子化（郵送の廃止） 電子端末での契約	-	・配合飼料価格の引上げに対する激変緩和という制度の根幹を堅持すべき ・手書伝票廃止等可能な省力化を図るべき

(参考2) 事務局案に関する生産者団体からのコメント（事務局とりまとめ）

団体名略称

全中	：全国農業協同組合中央会
中酪	：中央酪農会議
肉事協	：全国肉牛事業協同組合
JPPA	：日本養豚協会
豚事協	：日本養豚事業協同組合
養鶏協会	：全国養鶏協会
食鳥協会	：全国食鳥協会
中畜	：中央畜産会

1 事務局案について

- ① 各基金、生産者団体の補填に関する意向が大きく異なることから、意向を一本化できないのであれば、各基金が補填単価や借入金を個別に決定できるようにする方法しか採り得ないのではないかと。
(全中、肉事協、豚事協、食鳥協会、中畜)
- ② 3基金が歩み寄れるように検討を継続してもらいたい。
(中酪、養鶏協会)
- ③ 畜産農家戸数の減少が進む中、借入金を積み上げることは将来の担い手に借入金の負担を強いることになることから借入れしない運用をできるようにすることは好ましい。
(JPPA、豚事協)
- ④ 制度を安定運用し、生産者に万全な補填を講じる観点から、通常基金は補填財源を十分に確保できる保有水準まで積み立てできるようにお願いしたい。また、異常基金は急激な高騰に対応できるよう民間が財源を積み立てやすい環境整備をお願いしたい。
(全中)
- ⑤ 今後、事務局案の下で国が令和4年度に実施した配合飼料価格高騰緊急対策のような対策を講じる場合は、各基金の補填単価とはリンクさせず、生産者が平等に受益することが必要。
(JPPA)
- ⑥ 補填財源が枯渇した場合に補填単価が異なることになっても、経営安定対策等があるので、キャッシュフローが回る生産者は耐えられるだろう。
(豚事協)

2 補填単価が異なることの生産現場の受止めについて

- ① 多くの生産者は他の経営がいくら補填されているか知らないし、制度のことを良く知っている生産者は補填単価の違いが生じ得ることを承知した上で契約するのであろうから、仮に補填単価が異なっても混乱はしないと考えるが、制度が変わるのであれば、各基金から生産者に事前にしっかりと説明してもらいたい。
(全中、肉事協、JPPA、食鳥協会、中畜)
- ② 同じ畜種で補填単価が異なっていることを知れば、生産者から不平不満の声が生じるおそれがあるので、なぜ補填単価が異なるのか基金から生産者にしっかりと説明してもらいたい。
(中酪、豚事協)
- ③ 現在も補填の支払時期が各基金で異なる場合はあるが、生産者への説明により大きな混乱は回避されている。補填単価が異なる場合も同様であり、基金から生産者にしっかりと説明してもらいたい。
(全中)
- ④ 基金によって補填の対応が異なれば、例えば、平時は飼料価格が安い補填が少なくなる基金、飼料価格は高いが補填が充実する基金等、生産者はどの基金にするか吟味する必要がある。
(養鶏協会)
- ⑤ 生産者よりも飼料メーカーの営業が気にするのではないか。
(中酪、豚事協)

3 その他

- ① 「継続的に検討」としている論点についても、より良い制度となるように検討を続けてもらいたい。生産者が安心して経営を継続できるよう、大きな視点、長い観点から各基金による協議や国による制度検討をお願いする。
(中酪、JPPA、豚事協、養鶏協会、食鳥協会)
- ② 生産者による基金間移動を円滑に行えるよう、基金には検討してもらいたい。
(全中、養鶏協会)
- ③ 生産者が基金間移動する場合には、借入により受けた補填に応じた返済の負担を解消してから移動するなど、恩恵と負担の公平性をきちんと担保するようにしてもらいたい。
(全中、中畜)
- ④ 借入をしないことや積立金を減らすことによって飼料メーカーの負担が減るのであれば、その分は飼料価格を引き下げてもらいたい。
(JPPA、豚事協)
- ⑤ 今般の飼料価格高騰対策には多額の国費を充てていただき経営継続が可能となった。今後は、経営の厳しい畜種への対策、食料安全保障に資する自給飼料の生産・利用の拡大や家畜改良などの体質強化の取組等、国費がより効果的に使われるように検討してもらいたい。
(食鳥協会、中畜)

以上

(参考3) 「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会」
の設置について

1 趣旨・目的

配合飼料価格安定制度（以下、「制度」という。）は、配合飼料価格の急激な上昇が畜産経営に及ぼす影響の激変を緩和することを目的とするものであり、民間及び国の負担により生産者に補填金を交付し、その機能を果たしてきた。

他方、令和3年からの輸入原料価格の高騰に伴う配合飼料価格の急激な上昇は長期間にわたったため、巨額の財源負担が生じ、制度の持続可能性が懸念される事態に至っている。

このため、基金関係団体が参画する「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、令和3年からの配合飼料価格の急激な上昇に際して講じた措置を検証するとともに、制度が本来の機能を果たしつつ、より持続可能性の高いものとなり、もって我が国畜産経営の安定が図られるよう、そのあり方について検討することとする。

2 検討・実施内容

- (1) 令和3年以降の配合飼料価格の急激な上昇に際して講じた措置の検証
- (2) 制度に関する基金団体及び畜産関係団体からの意見聴取
- (3) より持続可能性の高い制度のあり方に関する検討

3 検討会の情報の取扱い

- (1) 検討会は非公開とする。
- (2) 検討会における資料及び議事要旨については、検討会の出席者の事前了解を得た上で、検討会の終了後に農林水産省ホームページに掲載する。

4 体制

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会は、制度に関する意見を聴取するため、畜産生産者団体をはじめとする関係者の出席を求めることができる。
- (3) 検討会の事務局は、農林水産省畜産局飼料課が行う。

配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会構成員

(一社) 全国配合飼料供給安定基金 (全農基金)

(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金 (畜産基金)

(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金 (商系基金)

(公社) 配合飼料供給安定機構

(協同) 日本飼料工業会

全国農業協同組合連合会

全国酪農業協同組合連合会

日本養鶏農業協同組合連合会

全国畜産農業協同組合連合会

全国開拓農業協同組合連合会

農林水産省畜産局飼料課